

令和5年3月13日

教職員 各位

学 長

### 本学における教職員の海外出張・派遣等について

教職員の海外出張・派遣等については、新型コロナウイルスの感染状況や、それに伴う国内外の渡航制限などを踏まえ、学長メッセージでお知らせしているが、今後は外務省が発出する海外安全情報の「危険情報」及び「感染症危険情報」を踏まえ、令和5年4月1日以降出発する海外出張・派遣等については、以下のとおり取り扱うものとする。

#### 1 海外出張・派遣等

##### ○渡航禁止

「海外安全情報」又は「感染症危険情報」がレベル3以上

##### ○不要不急の渡航は行わないこと。

「海外安全情報」又は「感染症危険情報」がレベル2以下

##### ○十分注意の上、渡航すること。

「海外安全情報」及び「感染症危険情報」がレベル1以下

ただし、上記のうち「不要不急の渡航は行わないこと」とされている事例であっても、研究遂行等のため、特段の理由がある場合はこの限りでないものとし、渡航を希望する際は、【留意事項】を必ず確認し、渡航前までに所属する部局の長の承認を得て、出張手続きを行うものとする。

加えて、以下の条件を全て満たすことを必須とする。

- ・出張・派遣先の機関等が受入れを認めること。
- ・渡航日における出張・派遣先（国・地域）の「海外安全情報」の危険レベル及び感染症危険レベルが共にレベル2以下であること。
- ・派遣先（国・地域）が日本からの渡航を制限していないこと。日本からの入国に際して、一定期間の隔離措置等がある場合、それを遵守すること。

なお、渡航した際には、現地政府・自治体の指示を遵守すること。また、必要に応じて感染防止のための対策を取ること。

- ・渡航日以降に派遣先（国・地域）の「海外安全情報」の危険レベル及び感染症危険レベルのいずれかがレベル3以上になった場合は、現地渡航を中止すること。

## 2. 私事渡航等

私事渡航等についても、原則、上記1と同様とするが、家族等の事情のためなどの特段の理由がある場合はこの限りでないものとし、渡航を希望する際は、以下の【留意事項】を必ず確認し、渡航前までに所属する部局の長の承認を得るものとする。また、渡航した際の対応についても上記1と同様とする。

### 【留意事項】

- ・現地渡航中に現地での感染状況の悪化等が生じた場合、本学は教職員の安全を第一とし、渡航の中止あるいは帰国勧告を行う。それらの事態が生じた場合は、本学の指示に速やかに従うこと。渡航の中止あるいは帰国に関する費用は、本学規則に基づき大学が負担する（ただし、自費での渡航の場合は除く。）。
- ・現地渡航中に新型コロナウイルス感染症に感染し、それに伴う隔離、入院等が発生した場合、隔離や治療に係る経費については自ら負担すること。
- ・現地渡航中に日本国内での感染状況の悪化等が生じ、日本に入国できなくなった場合、現地での滞在の延長に係る費用は、原則、自己負担とする。
- ・渡航前に、新型コロナワクチンを接種することを強く推奨する。
- ・渡航先（国・地域）及び日本への入国時の待機期間を考慮した上で、日本からの出国を検討すること。なお、待機期間に係る経費については、自己負担とする。
- ・日本への入国に際しては、政府の方針に従って行動すること。
- ・本渡航を遂行できる健康状態であること。
- ・全渡航期間を対象とする旅行保険に加入していること。
- ・上記以外の事項で疑義が生じた場合又は上記に定めのない事項については、大学の指示に従うこと。